

事例番号:340146

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 1 日 紹介元分娩機関で収縮期血圧 152-185mmHg、拡張期血圧  
110-122mmHg、尿蛋白定性試験で 3+以上

妊娠高血圧腎症の診断で当該分娩機関に紹介となり入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 31 週 2 日

21:30- 腹痛あり

22:30 超音波断層法で胎児心拍数 60 拍/分程度を確認

22:46 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、骨盤位  
子宮溢血所見あり

胎児付属物所見 胎盤面積の 70%以上に剥離所見あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:31 週 2 日

(2) 出生時体重:1500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.56、BE -29.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投  
与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 63 日 頭部 MRI で中心溝も含め大脳基底核・視床に信号異常を認め低酸素性虚血性脳症の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 2 名、研修医 1 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 妊娠高血圧症候群(妊娠高血圧腎症)が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 31 週 2 日の 21 時 30 分頃またはその少し前の可能性があると考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)**

1) 妊娠経過

(1) 紹介元分娩機関

ア. 妊娠経過中の管理は一般的である。

イ. 妊娠 31 週 1 日の妊婦健診で急激な妊娠高血圧症候群の進行と診断し当

該分娩機関へ紹介したことは一般的である。

## (2) 当該分娩機関

ア. 受診後に妊娠高血圧腎症の診断で入院としたこと、および入院時の対応（血圧測定や各種血液検査、蓄尿の実施、超音波断層法による胎児発育や血流の評価など）は、いずれも一般的である。

イ. 高血圧に対しニフェジピン徐放剤を投与し降圧をしたことは一般的である。

## 2) 分娩経過

(1) 妊娠 31 週 2 日、妊娠高血圧腎症の重症と診断し、妊娠 31 週 3 日に帝王切開の方針としたことは一般的である。

(2) 高血圧に対し、ラベタコール塩酸塩錠を投与し降圧をしたことは一般的である。

(3) 妊娠 31 週 2 日、腹痛に対し超音波断層法を実施したこと、胎児徐脈を認め緊急帝王切開を決定したことは一般的である。

(4) 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開決定から 15 分後に児を娩出したことは適確である。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生（胸骨圧迫、バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、アドレナリン注射液の投与）、および当該分娩機関 NICU へ入室としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

**(2) 当該分娩機関**

なし。

**3) わが国における産科医療について検討すべき事項**

**(1) 学会・職能団体に対して**

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

**(2) 国・地方自治体に対して**

なし。